

7月以降の雇用調整助成金の特例措置等について (5月28日付・厚生労働省)

今般の緊急事態宣言の延長等を踏まえ、7月についても、5月・6月の助成内容を継続することとなる予定です。

なお、8月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討し、6月中に改めてお知らせされます。

※上記は事業主の皆様に政府としての方針を表明したものです。

施行にあたっては、厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

○[厚生労働省ホームページ](#)